

第9回市民会議

日 時：平成21年9月29日（火） 午後7時～8時30分

場 所：須崎市総合保健福祉センター2F 会議室2

参加者：市民会議委員21人

市長、企画課長、担当

〔開会〕

■ 市長あいさつ

素案検討については、本日で一区切りつきますが、平成19年の第1回会議から2年間にわたり、真摯な議論を積み重ねていただき、私自身が想定するより、内容の濃い広がりのあるものにしていただけたと思います。

この間の皆様の取り組みに心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。



【以下、竹内委員長により議事進行】

■ 条例素案検討の取りまとめについて

これまでの取りまとめについて一括して意見を求め、協議を行ったところ、以下のとおり、最終的な取りまとめをすることとなりました。

- 1) 第3条・第2章第2節における「コミュニティ」について、定義の範囲や条文における取扱い、カタカナ言葉の使用等について多くの意見が交わされ、難解漢字やカタカナ使用等にも留意することを追記する。
- 2) その他の条文については、これまでの取りまとめ通りとし、条例（案）作成につなげていく。

【自治基本条例素案検討の取りまとめ一覧】

次のとおり、市民会議として条例素案について協議・検討した結果を取りまとめ、条例（案）作成に反映させていきます。

◎第1章から第10章までの全体をとおして

- 1) 条文・解説について、誰にでも理解しやすい（難解漢字・カタカナ使用等にも留意し）平易な表現とする。
- 2) 条文を補完するため解説を充実させる。
- 3) 条文の結びの表現について、同じような言葉の言い換えは必要か？自発的・積極的な表現が望ましい！という意見が多くあったので、条例（案）作成時に市民の皆さんが理解しやすいよう整理することが望ましい。

◎各条文について

項 目	取りまとめ内容
前 文	市民が親しみやすいよう、固有名詞（新莊川、蟠蛇ヶ森など）を使用する。 S29年の市政誕生（合併）について、本文・解説で言及するか検討すべき。
第 1 条	条例の目的であり最も重要な部分なので、目的が分かりやすく明確になるよう検討すべき。
第 2 条	素案どおり。
第 3 条	解説中の「その他執行機関」「市職員」に関する解説を整理すべき。
第 4 条	市民・市議会・市は同列表記であるが、市民を主体とした記述になるよう検討すべき。
第 2 章	タイトルを「協働の基本原則」するのも一つの案として検討してはどうか。
第 5 条	} 第2章全体をとおして、分かりやすく見直しすべき。
第 6 条	
第 7 条	
第 8 条	「責務」⇒「責任」に改めてはどうか。第9条と順を入れ替えるべきでは。 「市民は自治の主体・・・」は分かり難いので表現の変更または削除をすべき。
第 9 条	素案どおり。第8条と順を入れ替えるべきでは。
第10条	事業者の責任を明記するなら、「・・・協力する・・・」をもっと積極的なかわりをもたすための表現にしてはどうか。
第11条	解説で「親子のつながり」「親の責任」について明記すること。
第12条	第1項 何に積極的に参加するのかを分かりやすく記述すべき。 第2項 公民館を拠点と位置付けるなら市の姿勢をより積極的な表現にすべき。
第13条	} 第2節「地域コミュニティ」に位置付けるのが良いか？第1節「市民」で位置付けるべきものや新たに節を起こすべき内容でないか。構成から検討すべき。
第14条	
第15条	
第16条	素案どおり。（条文の結びについては、全体をとおしての作業と同様に）
第17条	素案どおり。（当然のこと・再認識を促す等意見はありましたが）
第18条	第2項中「所掌」を平易な表現にするか、分かりやすい解説をいれるなどの工夫をすること。
第19条	地域の担い手として様々な行事やボランティア活動を促す項目も追加すべきとの意見が出されましたが、各地区部会で再度検討してもらった結果、条文は素案どおりとし、解説で地域活動に対する支援的な役割を意識してもらうよう記述すること。
第20条	「総合計画」について、解説で分かりやすく記述すること。 必要に応じた見直しの実施について、新たな項で明記するかどうかを検討すること。
第21条	素案どおり。
第22条	外部監査導入について意見がだされたが、現段階での検討は難しいので、事務局に外部監査制度に関する資料提供を依頼し今後の検討課題とする。
第23条	素案どおり。
第24条	行政評価を行うのが外部か内部かという問題もあるが、要はいかに客観的な行政評価になるかが重要であるため、今後の検討課題とする。
第25条	解説を充実させること。

項 目	取りまとめ内容
第26条	公開できる情報について、その提供方法や情報の内容が広く周知できるような仕組みとなることが望ましい。そのための条文であることが分かるように解説で補完するべき。
第27条	市の保有する情報の保護について明記するもので、この条文に弾力的な運用（公民館活動や民生委員活動、自主防災活動など地域の情報収集など）について表記することは困難であるため、現段階では素案どおりとする。
第28条	第7章のタイトル「参画と協働」について、「協働」を削除し、タイトルを変更すべき意見が多くあった。また、第3項については、第3項全部を削除という意見が多くあったことに留意すること。
第29条	条文中の「発議」「危惧」「本旨」等の字句について、「発議」はそのまま、「危惧」「本旨」については、なお、平易な表現を検討すること。※（「発議又は請求」ではどうか。） 第2項については、条文素案の「最大限」という表現も含め、「尊重する」が文字通り生かされる記述となるよう検討すること。
第30条	本条文は、第6章に移すべき。 解説が分かり難い、条文中「囿ります」は弱弱しいとの意見もあったので留意すること。
第31条	素案どおり。第3項の「支援」について、解説で具体的な支援方法（指導や育成など）が読み取れるように工夫すること。
第32条	残したい自然を具体的にするため、解説に固有名詞を使用すること。 環境教育に触れることや、日常生活に密着した部分で問題があることを読み取れるよう工夫すること。
第33条	クリーンエネルギーに関する条文として残すが、様々な意見があるので、出された意見についても、なお、検討の余地がある。
第34条	条文中「見直しを行うものとします」を「見直しを行います」に変更するべき。
第35条	素案どおり。

■ 条例（案）作成及び広報・PRに向けた専門部会の構成について

委員長1名、副委員長2名

条例（案）作成専門部会委員7人、広報・PR専門部会委員6人をそれぞれ改めて選出し市民会議を再編しました。

※各専門部会の委員定数は設けているわけではありませんので、参加希望の方は随時事務局までご連絡ください。

■ 今後の作業内容等について

平成22年6月議会上程を目途に作業を行っていくことを確認。

■ 今後のスケジュール

次回各専門部会日程

日時：平成21年10月8日（木） 午後7時～

場所：須崎市総合保健福祉センター

議題：1）打合せ・意思疎通を図る

2）その他

[閉会]